

令和6年
1月1日
スタート

滝川市

パートナーシップ宣誓制度

パートナーシップ宣誓制度とは？

一方または双方が性的マイノリティ*である2人がパートナーシップの関係にあることを市長に宣誓して、この宣誓に対し宣誓書受領証や受領証明カードを交付するものです。

性的マイノリティ*

この制度では、性的指向（人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの）が必ずしも異性愛のみでない方または性自認（性別に関する自己意識のこと）が出生時に割り当てられた性別と異なる方と定義しています。

どんな人が対象？

- ① 一方または双方が滝川市に住所があること
（転入予定者含む）
- ② 成年に達していること
- ③ 双方に配偶者または他のパートナーシップ関係の相手がないこと
- ④ 婚姻できない近親者関係ではないこと
※パートナーシップ関係に基づく養子縁組を除く

宣誓するには

電話または
こちらから →



事前予約が必要です

宣誓を希望する7日前までにご予約をお願いします。

■お問合せ・予約先■ 滝川市市民生活部くらし支援課

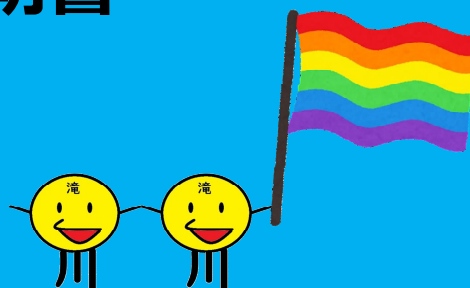
電話 0125-28-8012（年末年始除く平日 8:30~17:15） E-mail: kurasi@city.takikawa.lg.jp

宣誓の流れ

宣誓に必要な書類をそれぞれ準備

- ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍抄本または独身証明書
- ・ 本人確認書類

宣誓希望日を予約



予約した宣誓希望日にお二人で市役所へ来庁して宣誓

宣誓書受領証または受領証カードを交付

※手続きの詳細は「手続きガイド」（市ホームページまたは窓口で配布）もご確認ください。

市民・事業者のみなさまへ

滝川市では、性の多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され、自分らしく人生のパートナーや大切な人と、安心して暮らせるまちの実現を目指し「滝川市パートナーシップ宣誓制度」を設けています。

この制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人のパートナーシップ関係を尊重し、市が認めることをきっかけとして、地域における理解促進につながることを目指しています。

市民・事業者のみなさまにおかれましても、制度の趣旨をご理解いただくとともに、本制度をご活用できる機会が増えていきますようご協力をお願いいたします。

